

「化学物質と環境円卓会議」の運営要領

平成14年2月6日
化学物質と環境円卓会議

1. 開催

- (1) 会議の開催は、化学物質と環境円卓会議（以下「円卓会議」という。）が決定する。
- (2) 会議の日程調整及び開催の通知は、円卓会議の事務局（環境省）が行う。

2. 出席

- (1) 円卓会議の構成メンバーは、市民、産業、行政の代表及び学識経験者とする。
- (2) 円卓会議の構成メンバーは、特別の理由がある場合には、代理の者を会合に出席させることができる。
- (3) 円卓会議は、必要に応じ、専門家等をゲストとして招聘することができる。

3. 進行

円卓会議の議事進行役は、学識経験者が務める。

4. 議題

会議の議題は、円卓会議が決定する。

5. 情報の公開・発信等

- (1) 円卓会議の会合は、公開で行う。
- (2) 会合の議事要旨は、円卓会議の事務局が作成し、議事進行役の学識経験者の確認を得たうえで、遅滞なく、円卓会議のホームページ上で公開する。
- (3) 会合の議事録は、円卓会議の事務局が作成し、会合の参加者の確認を得たうえで、遅滞なく、円卓会議のホームページ上で公開する。
- (4) 会合で配布された資料は、原則として、円卓会議のホームページ上で公開する。
- (5) 円卓会議は、インターネットの活用や地域での開催（地域フォーラム）などにより、国民各界の意見・要望の集約に努めることとする

6. その他

上記に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、円卓会議が決定する。